

みんなで
出かけよう



上十三・十和田湖広域定住自立圏圏域のイベント情報をお届けします♪

三沢市

三沢市民俗芸能公演会

三沢市の古い集落に長く伝承されてきた郷土芸能。その保存・伝承に取り組んできた10保存会の活動の成果を披露します。

とき 1月11日(月)

午前10時～午後3時

ところ 三沢市公会堂小ホール

問三沢市生涯学習課

☎535111内線379

高校生パフォーマンスライブ

高校生がバンドやダンス、歌などのステージを繰り広げます。

高校生の高校生による高校生のためのイベントです。

とき 2月7日(日)午後1時～

ところ 三沢市公会堂小ホール

問Resonance (レゾナンス)

☎090-6625-2253



東北町

ワカサギ釣り堀

小川原湖公園の特設釣り堀でワカサギの氷上釣り気分が味わえます。料金は釣果に応じて300円から。

とき 1月9日(土)～3月6日(日)

ところ 小川原湖公園特設釣り堀

問東北町商工観光課 ☎564148

おいらせ町

おいらせ町写真展作品募集

「四季の景観」、「町民の笑顔」、「今昔物語」の3部門でおいらせ町の写真を募集します。最優秀賞には賞品券3万円。入賞作品は、イオンモール下田に展示します。

募集締め切り 1月20日(水)

問おいらせ町総務課

☎0178562166



どの事情があると、宙に浮いた状態

Q) 相続財産管理人は、どんな仕事をするのですか。

A) 成年後見人は、被後見人の死亡により任務を終了しますので、相続人がいる場合には、相続人へ預かっていた財産を引き継がなければなりません。相続人が存在しない場合には、家庭裁判所へ、成年後見人であった者として、相続財産管理人の選任を申し立てることになります。

Q) 私は、ある遠縁の親族の成年後見人を務めていたのですが、その親族が亡くなってしまいました。そのかたは、身寄りがなく、私自身も相続人ではありません。私が成年後見人として預かっていた財産は、どうしたら良いのでしょうか。

市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**相続財産管理**」についてです。
問まちづくり支援課 ☎56777

法律相談

あなたの街の



～第23回～

となり、財産を預かっていたり、相続人へお金を貸していた人たちが困る場合があります。相続財産管理人は、家庭裁判所の監督のもと、相続財産の管理や弁済、相続人の捜索を行い、相続人が見つければ財産を引き継ぎ、特別縁故者が発見されればそのかたへ財産を引き継ぐ場合もあります。最終的に残った相続財産については、国庫へ帰属させることとなります。

Q) 相続財産管理人の選任の申し立ては、どこにすれば良いのですか。

A) 原則として、被相続人の住所地または相続開始地の家庭裁判所へ申し立てることになります。被相続人の住所が日本にないときや日本における住所が不明な場合は、被相続人の居所地の家庭裁判所へ、居所がなかったり居所不明の場合は、被相続人の最後の住所地の家庭裁判所へ申し立てることになります。選任された相続財産管理人と連絡を取り合い、財産の引き継ぎを行うと良いでしょう。まずは、最寄りの家庭裁判所や法律相談などを利用して、申し立ての準備を進めてみると良いと思います。

(文責・弁護士 鈴木 陽大)
あきひろ
いずみ法律事務所 ☎586558